

延長後の受給期間 満了年月日	年 月 日
上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日	
任命権者名 印	

(注)

- 1 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば、申請書を提出する理由又は機関に変更があつたとき）には、速やかに、その旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 2 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかに、その旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知書を提出すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市職員退職手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の規則第7条の4に規定する職員に該当するに至った者について適用する。
- 3 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の宇治市職員退職手当支給規則の様式により使用されている書類は、改正後の規則の様式によるものとみなす。

(揭示済)

宇治市職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第5号

宇治市職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則

(宇治市職員の勤務時間及び休日規則の一部改正)

第1条 宇治市職員の勤務時間及び休日規則（昭和26年宇治市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中「再任用短時間勤務職員（）」を「定年前再任用短時間勤務職員（）」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宇治市職員休暇規則の一部改正)

第2条 宇治市職員休暇規則（昭和26年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の2（見出しを含む。）中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和28年宇治市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(宇治市職員通勤手当支給規則の一部改正)

第4条 宇治市職員通勤手当支給規則（昭和33年宇治市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2（見出しを含む。）中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の3第2項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

(宇治市職員の特別希望退職に関する規則の一部改正)

第5条 宇治市職員の特別希望退職に関する規則（昭和57年宇治市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「50歳」を「、その者に係る定年から15年を減じた年齢」に、「に50歳」を「にその者に係る定年から15年を減じた年齢」に改める。

(宇治市職員の定年等に関する規則の一部改正)

第6条 宇治市職員の定年等に関する規則（昭和60年宇治市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の規定に基づき、勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）に関する手続について」を「の規定に基づき、職員の定年等に関し」に改める。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（勤務延長）」を付し、同条前段中「勤務延長」を「勤務延長（同条第1項又は第2項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）」に改める。

第3条に見出しとして「（勤務延長に係る職員の同意）」を付する。

第4条に見出しとして「（勤務延長職員に係る異動の承認）」を付する。

第5条を次のように改める。

(勤務延長等に係る辞令の交付)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員にその旨を記載した辞令を交付するものとする。ただし、第1号及び第5号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職（条例第2条の規定により退職することを含む。）する場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

第6条の見出しを「(勤務延長の状況の報告)」に改め、同条の次に次の11条を加える。

(情報の提供)

第7条 条例附則第4項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職務上限年齢による降任等に関する情報
- (2) 条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の任用に関する情報
- (3) 宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)附則第26項から第32項までの規定による年齢60年に達した日以後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
- (4) 宇治市職員の退職手当に関する条例(昭和26年宇治市条例第42号)附則第14項及び第15項の規定による当該職員が年齢60年に達した日から条例第3条に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に条例第2条の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、条例附則第4項の規定により職員の勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

(勤務の意思の確認)

第8条 任命権者は、条例附則第4項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

2 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) その他任命権者が必要と認める事項

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合)

第9条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第10条 条例第9条第3項に規定する規則で定める管理監督職は、市長が別に定める職とする。

(条例第9条第3項又は第4項の規定による任用)

第11条 条例第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させるかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第12条 任命権者は、条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(降任等に係る辞令の交付)

第13条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員にその旨を記載した辞令を交付するものとする。

- (1) 条例第8条に規定する他の職への降任等をする場合
- (2) 条例第9条の規定により異動期間を延長する場合
- (3) 異動期間の期限を繰り上げる場合
- (4) 条例第9条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達していない職員となつた場合

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第14条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用に係る勤務地
- (4) 定年前再任用をされた場合の給与
- (5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項(定年前再任用の選考に用いる情報)

第15条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項(定年前再任用に係る辞令の交付)

第16条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員にその旨を記載した辞令を交付するものとする。ただし、第2号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合
- (2) 任期の満了により、定年前再任用短時間勤務職員が当然に退職する場合

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第7条 宇治市職員の育児休業等に関する規則(平成4年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の2(見出しを含む。)中「第2条第3号ア(イ)」を「第2条第4号ア(イ)」に改める。

(宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第8条 宇治市職員の管理職手当に関する規則(昭和59年宇治市規則第21号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

(条例附則第26項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第3項の適用については、当分の間、同項中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。

(宇治市職員共済組合条例施行規則の一部改正)

第9条 宇治市職員共済組合条例施行規則(平成29年宇治市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「、第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第3条第1項中「(法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者にあつては、任期の初日)」を削り、同条第3項中「(同項第2号に該当するに至つた日の翌日に法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)及び当該該当する者に準ずる者」を「その他これに準ずるもの」に改める。

(宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則(令和2年宇治市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第81条の2第1項」を「第81条の6第1項」に、「第81条の3第1項」を「第81条の7第1項」に改め、同条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第11条第1項第1号中「第81条の2第1項」を「第81条の6第1項」に、「第81条の3第1項」を「第81条の7第1項」に改め、同項第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条中宇治市職員の定年等に関する規則第6条の次に11条を加える改正規定(第7条及び第8条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(一部改正条例附則第2条第2項の規則で定める職)

2 宇治市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年宇治市条例第22号。以下「一部改正条例」という。)附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(同条第2項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、一部改正条例第5条の規定による改正前の宇治市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢)を超える職(当該職に係る定年が一部改正条例第5

条の規定による改正後の宇治市職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

(一部改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員)

3 一部改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(定年退職者等の暫定再任用)

4 任命権者は、暫定再任用(一部改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容

(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日

(3) 暫定再任用をされた場合の給与

(4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間

(5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

5 一部改正条例附則第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項の規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

6 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員にその旨を記載した辞令を交付するものとする。ただし、第3号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

(1) 暫定再任用を行う場合

(2) 暫定再任用をされた職員の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により暫定再任用をされた職員が当然に退職する場合

(一部改正条例附則第8条の規則で定める短時間勤務の職)

7 一部改正条例附則第8条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同条に規定する基準日をいう。以下この項から附則第9項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢(一部改正条例附則第4条第2項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新条例定年相当年齢が宇治市職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(一部改正条例附則第8条の規則で定める者)

8 一部改正条例附則第8条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

(一部改正条例附則第8条の規則で定める定年前再任用短時間勤

務職員)

9 一部改正条例附則第8条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第7項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している一部改正条例附則第8条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

(宇治市職員共済組合条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

10 この規則の施行の日から令和14年3月31日までの間における第9条の規定による改正後の宇治市職員共済組合条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項の規定の適用については、同項中「日」とあるのは、「日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された者にあつては、任期の初日)」とする。

11 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則第2条の規定を適用する。

(揭示済)

宇治市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第6号

宇治市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

宇治市消防本部の組織に関する規則(昭和46年宇治市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「副課長」を「担当課長、副課長」に改め、同条第2項中「課長」を「課長、担当課長」に改める。

第4条第3項中「及び」を「、担当課長及び」に改める。

第5条中「課長」を「課長、担当課長」に改める。

別表第1中「」を「」に改める。

救急係	救急企画係 救急指導係
-----	----------------

る。

別表第2 警防救急課の部救急係の項を次のように改める。

救急企画係	(1) 救急業務に係る企画及び調整に関すること。 (2) 救急装備の整備に関すること。 (3) その他救急の庶務に関すること。
救急指導係	(1) 救急隊員の教育、指導及び研修に関すること。 (2) 応急手当の普及啓発に関すること。 (3) その他救急に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第7号

宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年宇治市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「宇治市個人情報保護条例(平成19年宇治市条例第2号)第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の給与に関する条例附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料に関する規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第8号

宇治市職員の給与に関する条例附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号。以下「給与条例」という。)附則第28項(給与条例附則第29項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第30項又は第31項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。
 - (2) 異動期間 法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。)をいう。
 - (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第28項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。
 - (4) 特定日 給与条例附則第26項に規定する特定日をいう。
 - (5) 降格 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(平成19年宇治市規則第3号。以下「初任給規則」という。)第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
 - (6) 初任給基準異動 給与条例第3条第1項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規則別表第2に定める初任給基準表(第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
 - (7) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
 - (8) 上限額 職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額をいう。
 - (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。
- (給与条例附則第28項の規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第28項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

ウ 異動日以後に任命権者の承認を得てその号給を決定された職員又は任命権者が定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第30項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第30項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に初任給基準異動をした職員（第3号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該初任給基準異動があつたものとした場合（初任給基準異動が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの初任給基準異動が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（次号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日以後に任命権者の承認を得てその号給を決定された職員又は任命権者が定めるこれに準ずる職員 任命権者が定める額

(4) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定

の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であつて同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号又は第2号に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、任命権者が定める日以後、任命権者が定める額を、給与条例附則第30項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第30項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額

（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第30項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第30項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に初任給基準異動をした職員（第3号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該初任